

コーポレート・ガバナンス

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しています。このため、経営の監督機能と業務執行機能が、おのおの有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えています。また、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算内容にとどまらず、

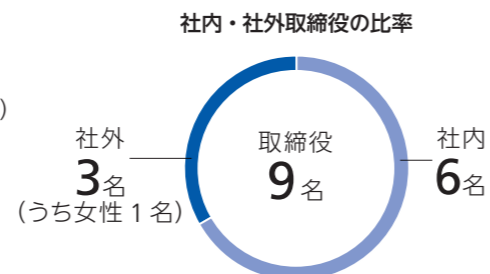
定期的に個別事業の内容や中期経営計画の開示を行っています。コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理および道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとることとしています。当社は、上記の内容を具体化した「日立金属グループ行動規範」を制定し、役員および従業員がとるべき行動の具体的な基準としています。

■ ガバナンス体制の概要

組織形態	
指名委員会等設置会社	
取締役関係	
定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9名（うち女性1名）
社外取締役に関する事項	
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名
各種委員会	
委員会の構成	指名委員会、監査委員会、報酬委員会
委員会の人数	指名委員会・報酬委員会各4名、監査委員会5名
執行役関係	
執行役の人数	14名
独立役員関係	
独立役員の数	3名

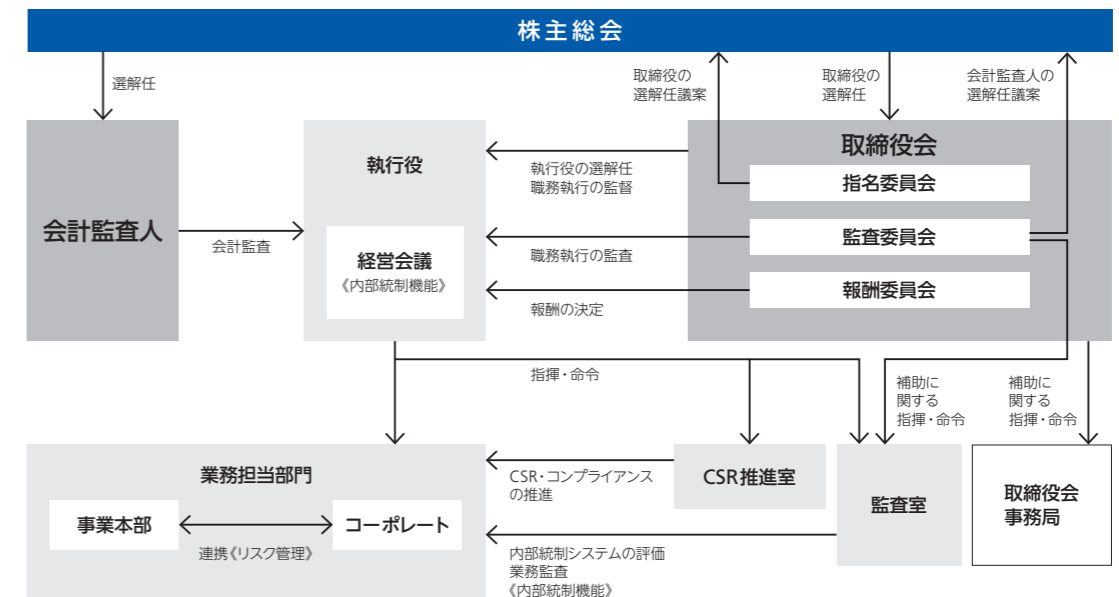
コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

- 商法上の「委員会等設置会社」に移行（2003年6月）
- 独立役員たる社外取締役を2名から3名に増員（2016年6月）



■ 企業統治の体制の概要等

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



各委員会の委員構成および委員長（議長）の属性

役位	氏名	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取締役会長	大森 紳一郎	◎	○	
取締役副会長	平木 明敏			
取締役	上野山 実	○	○	○
取締役	岡 俊子	○	○	○
取締役	福尾 幸一	○	○	○
取締役	佐坂 克郎			
取締役	佐藤 光司			◎
取締役	中村 豊明			
取締役	西家 憲一		◎	

※◎委員長 ○委員

当社は、指名委員会等設置会社の機関構成をとっています。これは、この体制が事業再編や戦略投資等全社経営に関わる施策の大胆かつ迅速な実行に資するものであり、さらに、指名、監査、報酬の各委員会および取締役会において、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立ち、かつ豊富な経験と高度な知識を持った社外取締役により意思決定機能および監督機能を強化することが、経営の透明性、健全性および効率性の向上に有効であると判断したものです。この体制のもとで取締役9名（うち社外取締役3名）を選任し、会社法の規定に基づき取締役会、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置しています。また、取締役会および各委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会および各委員会の担当者としています。

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定を目的とし、当該決定に係る権限のほか、指名委員のうち、取締役会を招集することができる者

の指名、指名委員会の職務の執行の状況を取締役に報告する指名委員の指名等の権限を有しています。

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査および株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等に関する決議を行い、当社の業務が適法かつ妥当に運営されることを目的とし、当該決議に係る権限のほか、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針の決定、監査委員のうち、取締役会を招集することができる者の指名等の権限を有しています。

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定することを目的とし、当該決定に係る権限のほか、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針の決定、報酬委員のうち、取締役会を招集することができる者の指名、報酬委員会の職務の執行の状況を取締役に報告する報酬委員の指名等の権限を有しています。

■ 監査委員会監査組織の状況

監査委員会を組織する委員は、計5名です。監査委員会は、取締役および執行役の法令・定款違反、経営判断の妥当性、内部統制システムの相当性の監査ならびに会計監査を担っています。監査委員会の職務の執行は、取締役会事務局の監査委員会担当者が補助しています。この監査委員会担当者は、執行役からの独立性を確保するため他の業務執行部門の職位を兼務

していません。監査委員会は、通常監査として、年間の監査方針および監査実施計画を作成し、これに基づき重要事項の報告聴取、監査委員による各事業所等および各子会社への往査等の手段により監査を行っています。また、取締役および執行役の法令・定款違反の行為等が見込まれる場合は特別監査を実施することとしています。

■ 会計監査人の状況

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりです。なお、その指示により、必要に応じてEY新日本有限責任監査法人に

所属する公認会計士およびその他が、会計監査業務の執行を補助しています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他25名です。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人
業務執行社員 大内田 敬	EY 新日本有限責任監査法人
業務執行社員 葛貫 誠司	EY 新日本有限責任監査法人

■ 取締役・執行役に関する事項

取締役の機能および役割

当社では、取締役会決議事項を取締役会規則に規定しており、それらは会社法上の取締役会の専決事項(経営の基本方針、内部統制システムの整備に関する基本方針等の決定、執行役の選解任、代表執行役の選定・解職等)に加え、剰余金の配当、新

株・新株予約権の発行、ならびに一定の規模を超える財産の取得・貸借・処分、債務保証、組織再編等の事項です。これら以外の事項については執行役社長にその決定を委任しています。

社外取締役の機能および役割、会社との関係

社外取締役は、取締役会の構成員および指名、監査、報酬の各委員会の委員として活動しています。豊富な経験と高度な知識を有するとともに社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って当社の経営における意思決定および監査機能の強化ならびに効率性の向上に寄与しています。

当社は、各社外取締役について、当社からの独立性は確保されていると考えており、東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届け出しています。

当社は社外取締役上野山実氏および福尾幸一氏が過去に在

籍していた会社との間で取引がありますが、2018年度におけるその取引額は、いずれも当社および各社の連結売上収益の1%を大きく下回っており、両氏の過去の在籍状況は、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

社外取締役岡俊子氏については、記載すべき事項はありません。

各社外取締役と会社との関係については、下記「社外取締役の独立性の判断基準」に照らして独立性を判断しています。

社外取締役の独立性の判断基準は、日立金属コーポレートガバナンス・ガイドライン第15条(社外取締役の独立性の判断基準)に定めています。ガイドラインは、当社のWEBサイト(<https://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-csr.html>)に掲載しています。

取締役の経歴および各会議体への出席状況 (2019年6月26日現在)

※2018年6月～2019年5月の各会議体への出席状況について記載しています。



取締役会長
大森 紳一郎

各会議体への出席状況
取締役会 -
指名委員会 -
監査委員会 -
(2019年6月就任)

1978年 4月 株式会社日立製作所 入社
2008年 9月 同社 調達統括本部長
2012年 4月 同社 執行役常務
日立オートモティブシステムズ株式会社 取締役(2016年3月退任)
2016年 4月 株式会社日立製作所 執行役専務(2019年3月退任)
日立アプライアンス株式会社 取締役(2017年3月退任)
日立コンシューマ・マーケティング株式会社 取締役(2017年3月退任)
2017年 6月 日立化成株式会社 取締役(2018年6月退任)
日立キャピタル株式会社 社外取締役(2019年6月退任予定)
2019年 4月 当社 囑託
2019年 6月 取締役会長(現任)

選任理由

株式会社日立製作所およびそのグループ企業における経営者としての豊富な経験とグローバル企業における調達業務、コスト構造改革およびガバナンスに関する高度な知識を、当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました



取締役副会長
平木 明敏

各会議体への出席状況
取締役会 15回 / 15回
報酬委員会 3回 / 3回

1985年 4月 当社 入社
2008年 6月 日立設備エンジニアリング株式会社 取締役社長(2010年3月退任)
2010年 4月 当社 事業役員 特殊鋼カンパニープレジデント 兼 輸出管理室副室長
2012年 4月 事業役員常務 高級金属カンパニープレジデント 兼 特殊鋼事業部長 兼 輸出管理室副室長
2015年 4月 代表執行役 執行役常務 高級金属カンパニープレジデント 兼 輸出管理室副室長
2015年 6月 代表執行役 執行役常務 高級金属カンパニープレジデント 兼 輸出管理室副室長 兼 取締役
2016年 1月 代表執行役 執行役常務 技術開発本部長 兼 品質保証本部長 兼 取締役
2017年 4月 代表執行役 執行役社長 兼 取締役
2019年 4月 取締役副会長(現任)

選任理由

当社の特殊鋼事業等の責任者のほか、当社の執行役社長として当社業務の執行統括を行ってきた経験を有し、当社グループの業務に精通していることから、同氏を取締役会の構成員とすることで、その豊富な経験と高度な知識を生かすことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました。



社外取締役
上野山 実

各会議体への出席状況
取締役会 -
指名委員会 -
監査委員会 -
報酬委員会 -
(2019年6月就任)

1975年 4月 松下電器産業株式会社(後にパナソニック株式会社に社名変更) 入社
2006年 4月 同社 役員(経理担当)
2007年 6月 同社 取締役(経理・財務担当)
2010年 4月 同社 常務取締役(経理・財務担当)
2012年 6月 同社 常務役員(2013年3月退任)
2013年 4月 同社 顧問(2015年3月退任)
2013年 6月 総合警備保障株式会社 社外監査役(2017年6月までは常勤監査役)(現任)
2019年 6月 当社 社外取締役(現任)

選任理由

パナソニック株式会社において長年にわたり経理・財務の業務に携わり、経理・財務担当の取締役としての経験を有することから、その豊富な経験と財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任しました。



社外取締役
岡 俊子

各会議体への出席状況
取締役会 15回 / 15回
指名委員会 8回 / 8回
監査委員会 14回 / 14回
報酬委員会 3回 / 3回

1986年 4月 等松・トウシュロコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社) 入社
2000年 7月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 入社
2002年 9月 デロイト・トーマツコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社) アリシバール(2012年8月退任)
2005年 4月 アビームM&Aコンサルティング株式会社 代表取締役社長(後に社名変更等を経てプライスウォーターハウスクーパースマーバルパートナーズ合同会社 代表執行役)(2016年3月退任)
2008年 6月 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役(2016年6月退任)
2014年 6月 アステラス製薬株式会社 社外監査役(2018年6月退任)
2015年 6月 株式会社ハピネット 社外監査役(2019年6月退任)
2016年 4月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー(2016年6月退任)
2016年 6月 株式会社岡&カンパニー 代表取締役(現任)
当社 社外取締役(現任)
三菱商事株式会社 社外取締役(現任)
2018年 6月 ソニー株式会社 社外取締役(現任)
2019年 6月 株式会社ハピネット 社外取締役(現任)

選任理由

長年にわたりM&Aや経営戦略立案等のコンサルティング業務に携わり、またコンサルティング会社の経営者やさまざまな企業での社外役員としての経験を有することから、その豊富な経験と企業経営および財務・会計に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任しました。



社外取締役
福尾 幸一

各会議体への出席状況
取締役会 -
指名委員会 -
監査委員会 -
報酬委員会 -
(2019年6月就任)

1978年 4月 本田技研工業株式会社 入社
2005年 6月 同社 執行役員(品質・認証担当)
2010年 6月 同社 常務執行役員
2014年 4月 同社 専務執行役員
2014年 11月 株式会社本田技術研究所 取締役副社長
2015年 4月 同社 代表取締役社長(2016年3月退任)
2015年 6月 本田技研工業株式会社 取締役 専務執行役員(2016年6月退任)
2018年 6月 株式会社セブン銀行 社外取締役(現任)
2019年 6月 当社 社外取締役(現任)

選任理由

本田技研工業株式会社において品質・認証の責任者や同社およびそのグループ企業の経営者を務めた経験を有することから、その豊富な経験と当社製品の主要マーケットの一つである自動車業界に関する高度な知識を、社外取締役としてより客観的な立場で当社の経営に反映していただくことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、社外取締役に選任しました。



取締役
佐坂 克郎

各会議体への出席状況
取締役会 15回/15回

1980年 4月 当社 入社
2013年 4月 財務センター財務部長
2013年 6月 安来工場次長 兼 株式会社日立金属安来製作所 代表取締役社長(2015年3月退任)
2015年 4月 日立金属投資(中国)有限公司董事 兼 総経理(2017年3月退任)
2017年 4月 当社執行役 経営企画本部副本部長 兼 グループ会社監査役室長(2018年3月退任)
2018年 6月 取締役(現任)

選任理由

当社の財務、経営企画業務に携わったほか、中国の地域統括会社の総経理等を務めた経験を有し、当社グループの業務に精通していることから、同氏を取締役会の構成員とし、財務・会計をはじめとした豊富な経験と高度な知識を生かすことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました。



取締役
佐藤 光司

各会議体への出席状況
取締役会 -
報酬委員会 -
(2019年6月就任)

1987年 4月 当社 入社
2011年 1月 日本エアフォージ株式会社 代表取締役社長(2013年6月退任)
2014年 10月 当社 冶金研究所長
2016年 1月 安来工場長
2017年 4月 執行役 特殊鋼カンパニープレジデント 兼 輸出管理室副室長
2018年 4月 執行役常務 特殊鋼カンパニープレジデント 兼 技術開発本部長 兼 輸出管理室副室長
2019年 4月 代表執行役 執行役社長
2019年 6月 代表執行役 執行役社長 兼 取締役(現任)

選任理由

当社の特殊鋼事業および技術開発部門の責任者を務めた経験を有し、2019年4月以降、執行役社長として当社業務の執行統括を行っていることから、同氏を取締役会の構成員とすることで、取締役会において執行部門の情報の共有化を図るとともに、その豊富な経験と高度な知識を生かすことが、取締役会の意思決定機能の強化と効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました。



取締役
中村 豊明

各会議体への出席状況
取締役会 15回/15回

1975年 4月 株式会社日立製作所 入社
2006年 1月 同社 財務一部長
2007年 4月 同社 代表執行役 執行役専務
2007年 6月 同社 代表執行役 執行役専務 兼 取締役
2009年 6月 同社 代表執行役 執行役専務
2010年 6月 当社 社外取締役(2012年6月退任)
2011年 6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ 取締役(2018年6月退任)
2012年 4月 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役副社長(2016年3月退任)
2012年 6月 株式会社損害保険ジャパン(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 社外監査役(2014年6月退任)
2013年 4月 日立コンシューマエレクトロニクス株式会社 取締役(2014年3月退任)
日立アプライアンス株式会社 取締役(2016年3月退任)
日立コンシューマ・マーケティング株式会社 取締役(2016年3月退任)
2013年 5月 日立コンシューマ・マーケティング株式会社 取締役(2016年3月退任)
2015年 6月 当社 取締役(2016年6月までは社外取締役)(現任)
2015年 12月 取締役会議長
2016年 6月 株式会社日立製作所 取締役(現任)
当社 取締役会長

選任理由

株式会社日立製作所およびそのグループ企業における経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました。



取締役
西家 憲一

各会議体への出席状況
取締役会 -
監査委員会 -
(2019年6月就任)

1979年 4月 当社 入社
2012年 4月 監査室長
2013年 4月 磁性材料カンパニー次長 兼 企画部長
2015年 4月 代表執行役 執行役 調達センター長 兼 輸出管理室長
2016年 1月 代表執行役 執行役 人事総務本部長 兼 調達・VEC本部長 兼 輸出管理室長
2016年 4月 執行役常務 人事総務本部長 兼 調達・VEC本部長
2017年 4月 代表執行役 執行役専務 経営企画本部長
2018年 4月 代表執行役 執行役専務 経営企画本部長 兼 グループ会社監査役室長
2019年 4月 囑託
2019年 6月 取締役(現任)

選任理由

当社の監査部門の長ならびに調達、人事総務および経営企画部門の責任者を務めた経験を有し、当社グループの業務に精通していることから、同氏を取締役会の構成員とし、財務・会計をはじめとした豊富な経験と高度な知識を生かすことが、取締役会の意思決定および監督機能の強化ならびに効率性の向上に資するものと判断し、取締役に選任しました。

業務執行体制の状況

業務執行については、取締役会から執行役に対し業務の決定権限を大幅に委譲することによって意思決定の迅速化を図っています。当社は、執行役社長の業務の決定および執行が法令および定款に適合し、かつ、多面的な検討を踏まえて効率的に行われることを確保するために、経営会議を設置しており、当社または当社グループに影響を及ぼす一定の重要な経営事

項については、経営会議で審議を行った上で、これを決定することとしています。また、当社では、2019年4月1日付で、共通の市場、顧客ニーズおよび要素技術を有する事業間の一層のシナジー強化とともに横串機能を高め、戦略性およびガバナンス両面の強化を図るため、社内カンパニー制度から事業本部制度に移行しました。

執行役(2019年4月1日現在)

代表執行役 執行役社長 佐藤 光司 全社業務 執行統括	執行役常務 渡邊 洋 事業管掌 金属材料事業本部長 輸出管理室副室長	執行役 谷口 徹 事業管掌 金属材料事業本部副本部長 自動車購物統括部長	執行役 増田 久己 管理管掌 経営企画本部長
代表執行役 執行役常務 西岡 宏明 管理管掌 最高財務責任者 財務本部長	執行役 赤田 良治 事業管掌 日立金属投資(中国)有限公司 董事長 兼 総経理	執行役 長谷川 正人 技術、管理管掌 技術開発本部長	執行役 山本 徹 営業管掌 営業本部長
執行役常務 田宮 直彦 管理管掌 人事総務本部長 コンプライアンス統括責任者	執行役 植村 典夫 事業管掌 機能部材事業本部副本部長 パワーエレクトロニクス統括部長	執行役 波多野 知行 事業管掌 Hitachi Metals America, Ltd. Director & President & CEO	
執行役常務 村上 和也 事業管掌 機能部材事業本部長 輸出管理室副室長	執行役 諏訪部 繁和 事業管掌 機能部材事業本部副本部長 磁性材料統括部長	執行役 平野 健治 事業管掌 金属材料事業本部副本部長 安来工場長	



執行役

取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、2018年度の実効性に関し、取締役へのアンケートと個別ヒアリングを実施しました。アンケートの大項目は、構成、意思決定プロセスおよび貢献、運営・支援体制その他です。

実施したアンケート・ヒアリング結果等で得られた各取締役からの評価および意見に基づき、2019年5月の取締役会にて議論し、評価を行いました。その結果、取締役会の議題の選定は適切であり、事業戦略に関する議論や経営課題の議論が活発になされており、重要な議題については事前に十分に議論しており、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認し

ました。

そして、次の点の議論については、さらなる改善の余地があることを認識しました。

- ①戦略の実行施策および経営課題解決の進捗状況適時フォローアップ
- ②取締役の役割遂行に必要な情報(事業および人)を得る機会のさらなる拡充
- ③当社グループ・拠点全体に対するガバナンス体制の充実
今後さらに実効性を高めるべく、今後の取締役会の運営に生かしていきます。

2018年度に取締役会で議論された主な議題

- 安全施策進捗状況
- 経営課題への対応の進捗報告
- 2021年度中期経営計画
- 執行役および代表執行役ならびに執行役社長等の決定
- 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を組織する委員の選定

- 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の職務執行状況の報告
- コーポレートガバナンス・コード対応
- 取締役会の実効性評価の実施

■ 役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、会社法の規定により、報酬委員会が「取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を定めています。また、取締役および執行役に対する個人別の報酬等の額は、当該方針に基づき報酬委員会の決議により決定しています。

「取締役および執行役の報酬等の内容の決定に関する方針」の内容につきましては、「(a)当社経営を担う取締役および執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画および年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。(b)取締役および執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを生かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期および中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。(c)当社が支払う報酬は

基本報酬および期末賞与とする。(d)自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役および執行役は、報酬の一部を役員持株会に拠出し、一定の株式数に至るまで自社株式を取得することを原則とする。取得した自社株式は在任中および原則として退任後1年を経過するまで継続して保有する。」こととしています。基本報酬につきましては「取締役および執行役としての経営に対する責任の大きさ、およびこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役および執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする」こととし、期末賞与につきましては「業績に連動するものとする」こととしています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	期末賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	77	67	10	6
執行役	509	375	134	13
社外役員	53	45	8	3

(注) 執行役を兼任する取締役に対しては、執行役としての報酬等を支給しており、取締役としての報酬等は支給していません。

③ 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である期末賞与により構成されています。執行役の業績連動報酬は、執行における責任の度合を勘案して業績との連動を強め、役位に応じて、総報酬に占める割合が以下の比率の範囲内に収まるように業績連動報酬の基準額を設定しています。ま

た、取締役の業績連動報酬は、経営の監督機能を十分に発揮するため、総報酬に占める割合が以下の比率の範囲内に収まるように業績連動報酬の基準額を設定しています。なお、執行役を兼任する取締役に対しては、執行役としての業績連動報酬を支給しており、取締役としての業績連動報酬は支給していません。

役位	固定報酬	業績連動報酬の基準額	合計
執行役社長	60%	40%	100%
執行役専務、常務	67%～68%	32%～33%	
執行役	70%	30%	
取締役	86%～89%	11%～14%	

④ 業績連動報酬に係る指標および当該指標を選択した理由

2018年度における業績連動報酬に係る指標は、2018年度中期経営計画において成長性および収益性を重視していることから、連結の「売上収益」、「税引前当期利益」および「営業活動に関するキャッシュ・フロー」を用いています。

また、2019年度における業績連動報酬に係る指標は、

2021年度中期経営計画において成長性、収益性および経営効率性を重視していることから、連結の「売上収益」、「調整後営業利益」、「ROIC (Return on Invested Capital: 投下資本利益率)」および「Cash Conversion Cycle: 運転資金手持日数」を用いています。

⑤ 業績連動報酬の額の決定方法ならびに業績連動報酬に係る指標の目標および実績

業績連動報酬である期末賞与については、役位ごとに業績連動報酬の基準額を設定した上で、以下の算定式によって、個別に支給額の決定を行います。なお、その結果については報酬委員会において議論のうえ、最終確定いたします。

個別期末賞与支給額 = 業績連動報酬の基準額 × ((全社業績支給係数^{*1} × 全社業績評価ウェイト) + (担当業務別支給係数^{*2} × 担当業務別評価ウェイト) + (個人別目標支給係数^{*2} × 個人別目標評価ウェイト))

*1 「全社業績支給係数」は、全社業績に関する指標ごとの目標が1となるように0～2のレンジを会社があらかじめ定め、当該レンジにおける実績の達成度に指標別の評価ウェイト(売上収益:0.3、税引前当期利益:0.5、営業活動に関するキャッシュ・フロー:0.2)を乗じ、これを合計したものを使用します。なお、当事業年度における「全社業績支給係数」の実績は0.47となりました。

*2 「担当業務別支給係数」および「個人別目標支給係数」は、それぞれ役員ごとに設定する目標が1となるように0～2のレンジを会社があらかじめ定め、当該レンジにおける実績の達成度に指標別の評価ウェイトを乗じ、これを合計したものを使用します。

⑥役員報酬の決定権限を有する者の名称、その権限の内容および裁量の範囲、ならびに報酬委員会の手続きの概要

当社は指名委員会等設置会社であり、独立社外取締役が過半数の構成である報酬委員会において、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、当該方針に基づき個人別の報酬額の決定を行っています。なお、報酬額の決定に際しては、

毎年、役員報酬に関するマーケットサーベイに参加し、当社の役員報酬水準は国内における同一規模の他企業と比較しても適正な範囲であることを確認しています。

⑦報酬委員会の活動内容

当事業年度内に報酬委員会を合計3回開催し、取締役および執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の決定およびそれに基づく個人別の報酬の内容を決定しました。なお、報酬委員

会への出席状況については、当事業年度に在籍した報酬委員会に属する取締役は、在任期間中に開催された報酬委員会全てに出席しています。

■親会社との関係

当社は、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係においては、事業運営および取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用して、高品質の製品およびサービスの提供を図っています。

株式会社日立製作所との人的関係につきましては、同社の取締役1名および執行役1名が当社の取締役を兼務しています。同社は、当社の取締役会における意見の表明および議決への参加を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼし得る状況にあります。なお、上場取引所の定めに基づき独立役員と

して指定する社外取締役3名が就任しており、取締役会における審議に当たり、より多様な意見が反映され得ることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況であると認識しています。当社の業務執行を担う執行役は、同社の役員を兼務していません。

株式会社日立製作所との取引関係につきましては、同社との間に日立グループ・プーリング制度による金銭消費貸借その他の取引関係がありますが、当社の事業活動は同社との取引に大きく依存する状況にはありません。なお、同社との取引は市価を基準として公正に行うことを方針としています。

■株式の政策保有に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、共同開発等の保有目的ならびに保有に伴うリターンおよびリスクを総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、政策保有株式を保有しないことを原則としています。また、政策保有株式の保有目的等につきましては、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに保有の意義や資本コスト等について定性面と定量面から検証を行うことを通じて縮減を行って

います。その他の当社の政策保有株式に関する方針については、ガイドライン第7条(株式の政策保有に関する方針)を参照ください。

なお、2019年3月末時点の政策保有株式の銘柄数は、コーポレートガバナンス・コード施行前事業年度末(2015年3月末)時点の42銘柄から、26銘柄となりました。

■内部統制

内部監査組織の状況

当社は、内部監査を担当する部門として監査室(専任担当者10名)を置いています。監査室は、年間の監査方針および監査実施計画を作成し、これに基づき概ね3年サイクルで当社各事業所および国内外の各グループ会社の業務執行状況および経営状況を往査するとともに、監査委員会の監査および会計監査人監査と連携し、三様監査の連携を推進しています。このほか、執行役社長の特命等に基づいて、特別監査を実施すること

があります。なお、執行役社長および監査委員会に対して監査実施計画を事前に報告するとともに、概ね月1回監査の結果を報告しており、加えて関連事業部門の事業責任者やコーポレート部門各部に対して概ね月1回監査報告会を開催し、業務執行の改善を指示しています。さらに、必要に応じて当社内の環境、安全、システムを担当する各部門等と協力して往査を実施しています。

内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査委員会は、会計監査人から、(a)監査実施計画の説明を受け、必要に応じて協議および調整しています。また、(b)監査結果の報告を受け意見交換を行っています。さらに、(c)会計監査人がその職務を行うに際して執行役の職務の執行について不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その報告を受けることとしています。加えて、監査委員会は、内部監査部門から監査実施計画の報告を受け、定期的に報告を聴取するとともに、監査委員会の監査との連携を図るため、(a)監査委員会が必要と認める部門への内部監査部門による特別監査の実施および(b)内部監査部門が実施する監査に盛り込む重点監査項目の設定を指示することができます。なお、取締役会の定めるところにより、監査委員会がその職務の遂行に必要とする事項については、内部監査部門である監査室が監査委員会の指揮命令に基づき、同委員会の職務執行を補助することとしています。また、監査室は、内部統制の評価をも担当しており、その状況を監査委員会に報告しています。さらに、内部監査部門以外の財務、コンプライアンス、リスクその他を担当するコーポレート部門等も内部統制につき一定の役割を担っており、職務の遂行状況を監査委員会に報告しています。

■リスク管理

リスク管理については、政治・経済・社会情勢の変化、為替変動、急速な技術革新および顧客ニーズの変化その他の事業リスクについて、各執行役が把握、分析および対応策の検討を行うとともに、適宜、取締役会、監査委員会、経営会議その他の会議における議論を通じて、その見直しを図っています。また、当社グループの各拠点は、コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、法務等に係る顕在化したリスク情報を、各業務担当部門等と、速やかに共有する体制を構築するとともに、コーポレートの各業務担当部門が、社内規則・ガイドライン等の制定、教育、啓発、事前チェックならびに業務監査等を実施し、社内の関係業務担当部門と連携することによって、リスクの回避、予防および管理を行っています。さらに、BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)については、この策定のみならず事業構造やリスクの変化に合わせて定期的・継続的にBCPを改善するBCM(Business Continuity Management:事業継続管理)を実践しています。

当期は、現行BCPの実運用での課題確認および改善を図るため、当社グループ国内拠点が連携した大規模なBCP訓練の準備に注力し、2019年4月に当該訓練を実施しています。また、災害発生時における安否確認システムの応答訓練も継続的に

また、当社では、「三様監査の連携推進」が監査・監督機能の最重要テーマと考え、監査委員会、会計監査人、内部監査部門それぞれが発見した課題を相互に情報共有するとともに、会計監査人評価基準に基づく当社側から会計監査人への一方向の評価から一歩踏み込んで、「相互牽制と相互評価」を推進しています。特に、外部機関である会計監査人によるリスク検出機能が、当社グループのリスク検出全体の中で重要と考え、その機能強化のために、会計監査人と当社財務部門、内部監査部門、監査委員会との間それぞれでの相互評価を拡充しています。具体的には、監査委員会が定めた会計監査人評価基準に基づき、当社側が、監査委員会、経営幹部、内部監査部門等とのコミュニケーション、監査の品質管理体制、監査計画、監査チーム、監査報告・四半期レビュー報告、監査報酬の基礎となる監査時間と監査計画の整合性等を評価した上で、監査委員会が総合評価しています。他方、会計監査人は当社側財務部門、内部監査部門、監査委員会の基本業務、監査対応、連携、リスク認識、活動状況、リソース等を評価し、評価結果を相手に報告しており、当社はこれを当社の機能強化につなげています。また、当社事業所・子会社の財務部門と会計監査人との間の相互評価も始めています。

実施しています。

日立金属グループの経営成績、財政状態等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクは以下の通りです。

- 製品需要に関連する市場の経済状況に係るリスク
- 原材料価格の変動に係るリスク
- 資金調達に係るリスク
- 為替レートの変動に係るリスク
- 有価証券の価値変動に係るリスク
- 海外への事業展開に係るリスク
- 競争優位性および新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク
- 知的所有権に係るリスク
- 環境規制等に係るリスク
- 製品の瑕疵・欠陥に係るリスク
- 法令・公的規制に係るリスク
- 地震、その他自然災害等に係るリスク
- 情報セキュリティに係るリスク
- 退職給付債務に係るリスク
- 親会社との関係に係るリスク
- M&Aに係るリスク
- 人材確保に係るリスク